中国人旅行者訪神促進情報発信強化業務委託仕様書

１．業務名

中国人旅行者訪神促進情報発信強化業務

２．業務目的

神戸市の「神戸創生戦略」に定める外国人旅行者数（平成32年に130万人）を目標に、中国から神戸への訪問者誘致をより一層推進するため、神戸市の観光や物産、生活・健康・医療、イベントなどの情報を、中国人旅行者に幅広いネットワークと情報発信力を有する企業・団体（以下、本業務の「事業者」という。）のサイトやSNS等を通じて当該中国人旅行者に効果的に情報発信する。

なお、下記の点に留意するものとする。

（１）中国人旅行者が、神戸に興味・関心を持ち、神戸へ訪れたいと感じるとともに、神戸の様々な情報を具体的にイメージできるよう促すことで、神戸への来訪者の増加につなげること。

（２）神戸情報を発信する事業者のコンテンツが、リピーターやファンを定着させ、神戸のイメージ・知名度を向上させるプラットフォームになること。

（３）中国都市部からの旅行者に対する情報発信は主として個人旅行者を対象とし、中国

内陸部からの旅行者に対する情報発信については、個人旅行者に加えて団体旅行者

にも関心を持ってもらう内容とすること。

３．契約金額及び期間

（１）委託予定金額

　　委託料は200,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

（２）契約期間

契約締結の日から、平成30年３月31 日まで

４．業務概要

（１）業務内容

①事業者の有するホームページやSNS、事業者の主催するイベント等の媒体において、

神戸に関する記事を定期的に掲載し、神戸のブランドイメージと知名度の向上につ

ながる情報発信を行い、事業者の有するネットワークを通じて中国人旅行者に拡散

させる。

　　②発信する情報は、神戸の観光、物産品、生活・雇用・安全安心・健康・医療に関す

る情報及び各種イベント情報とする。

　 ③上記①の神戸情報掲載コンテンツへのアクセス数の実績を管理する。

　 ④上記①の情報発信により、新たに神戸への訪問が誘発された旅行者数の推計を行う。

※神戸の情報については、神戸市ホームページの下記URLや、公益財団法人神戸国際協

力交流センター神戸・天津経済貿易連絡事務所（以下、「事務所」という。）から都度

提供される情報を参考にすること。

http://www.city.kobe.lg.jp/information/press/index.html

http://www.city.kobe.lg.jp/culture/

http://www.city.kobe.lg.jp/foreign/chinese/index.html

http://plus.feel-kobe.jp/ch/

（２）留意事項

①事務所が提供する神戸情報のコンテンツ（ホームぺージやSNS等）を元に、都度最新

情報を発信すること。概ね月１回は最新情報に更新すること。

②SNSを積極的に活用した情報発信及び交流ができる手法や運用について提案すること。

③閲覧者に興味を持たれる情報をリアルタイムに発信する等、リピーターやファンづく

りにつながる仕組みを提案すること。

④情報発信に使用する言語は中国語簡体字とすること。

⑤ユーザーの動向調査として、いつ、誰が、どこから、どのくらい、どのページへやっ

て来たかなど、追跡や分析（トラッキング）を行うとともに、積極的なSEO対策を講

じることで、アクセス数が向上するよう努めること。

⑥事業者のサーバ及び端末に対し、常に最新バージョンのウイルス対策ソフトウェアを

適用すること。また、情報セキュリティに関する不正が見つかった場合に追跡調査や

立ち入り検査等により原因を調査・排除できる仕組みや体制を整備すること。

５．納期及び成果物

（１）納期

平成30年２月末までに仮納品すること。仮納品が必要な部分に関しては、事務所と協議のうえ、決定するものとする。その後、必要箇所を修正の上、平成30年３月末までに成果物を納入すること。

（２）確認

事務所は、納期までに納品を受けた成果物について確認を行う。事業者は成果物の確実性に万全を期すこと。また事務所からの修正等の指示があった場合は速やかに対応すること。

（３）成果物

①提出書類

　　　ア）業務完了報告書（様式３）

イ）情報発信の実績・エビデンス

・神戸情報を掲載したホームページ、SNS等のハードコピーまたはURL

・神戸情報掲載コンテンツへのアクセス数の実績

・新たに神戸への訪問が誘発された旅行者数の推計値

※委託期間途中において、業務内容の状況報告を求めることがあるので留意するこ

と。

　　②納品場所

　　　公益財団法人神戸国際協力交流センター　神戸・天津経済貿易連絡事務所

　　　下記Eメールアドレスに送付すること。

　　　 Eメールアドレス：tianjin@kicc.jp

　　③検収方法

　　　ⅰ）事務所は、上記①に掲げる成果物について、契約書、業務仕様書等に基づき必

要な検査を行う。

　　　ⅱ）上記ⅰ）において指摘があった場合には、事業者は事務所の指示に従い適正に

対応するとともに、再度確認を得なければならない。

６．その他の事項

（１）実施体制

　　　本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する業務遂行責任者をおくこと。

（２）再委託

原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、事務所の承諾を得たときは、この限りではない。

（３）秘密の遵守

事業者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（４）仕様変更

　　　事業者は、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ事務所と協議のうえ、承認を得ること。

（５）記載外事項

本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については事務所と事業者とが協議して定めるものとする。

（６）帳簿等の保管

事業者は、委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備するものとし、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後５年間これを保存しておかなければならない。

（７）第三者の権利侵害

事業者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、事業者が負うものとする。